



平成 26 年 8 月 1 日

各 位

東京都品川区東品川四丁目 12 番 8 号  
株 式 会 社 S J I  
代 表 取 締 役 社 長 李 堅  
(JASDAQ: 2315)  
問 合 せ 先 :  
経 営 企 画 本 部 副 本 部 長 藤 井 肇  
TEL 03-5769-8200 (代表)

当社の連結子会社である中訊軟件集団股份有限公司の  
「全ての取引再開条件の履行完了、取引再開、董事の異動および董事の再任」  
に関するお知らせ

当社の連結子会社である中訊軟件集団股份有限公司（英文名：SinoCom Software Group Limited 以下、「SinoCom」といいます。）は、「全ての取引再開条件の履行完了、取引再開、董事の異動および董事の再任」に関する開示を行いました。また、香港証券取引所に 8 月 4 日午前 9 時に SinoCom 株式の取引が再開されるように申請致しましたので、下記の通りお知らせします。

記

1. SinoComが公表した開示の要旨

【全ての取引再開条件の履行完了】

香港証券取引所における SinoCom の株式取引は、SinoCom の要望により 2013 年 4 月 2 日午前 9 時から停止しております。2013 年 10 月 29 日付 SinoCom の開示に記されている通り、SinoCom が以下を履行することが取引再開条件となっています。

- (a) 公表未了となっている全ての財務報告を開示し、監査証明を添えること（以下、「財務報告の条件」という。）
- (b) 2012 年における香港証券取引所の上場規則に抵触する関連取引（以下、「関連取引」という。）に関する Kroll Associates (Asia)Limited（以下、「クロール社」という。）による調査の結果を示すこと（以下、「調査の条件」という。）
- (c) 十分な内部統制の導入を実施すること（以下、「内部統制の条件」という。）

SinoCom 董事会は、2014 年 7 月 31 日付で、上記の全ての取引再開条件が履行されたことをお知らせ致します。取引再開条件の履行の詳細は、以下の通りです。

(1) 財務報告の条件

公表未了となっている全ての SinoCom の財務報告の開示、および財務報告書は、以下の月日に公表されました。

財務報告	公表日
2012 年 12 月期決算のお知らせ	2014 年 1 月 21 日
2012 年度アニュアルレポート（年次報告）	2014 年 2 月 19 日

2013年12月期中間決算のお知らせ	2014年1月29日
2013年度インテリムレポート（中間報告）	2014年2月25日
2013年12月期決算のお知らせ	2014年3月27日
2013年度アニュアルレポート（年次報告）	2014年4月25日

2013年8月18日付のSinoComのお知らせで開示しました通り、当時SinoComの監査人でありましたDeloitte Touche Tohmatsu（以下、「デロイト」という。）により準備された2012年12月期決算に対する監査意見書ドラフト（以下、「監査意見書ドラフト」という。）は、監査意見不表明を含んでおりました。SinoCom董事会は、同お知らせで述べた通り監査意見書ドラフトの否認を決議し、2013年12月23日に開催された臨時株主総会においてデロイトを解任し、RSM・ネルソン・ウィーラー（以下、「RSM」という。）を監査人として選任しました。

SinoComの監査人として選任されて以来、RSMは更なる情報を入手し、2012年度アニュアルレポートのSinoComグループの連結財務諸表に関して、監査意見不表明に関係してデロイトが提起した問題を処理することとなりました。その結果、RSMは、2012年度アニュアルレポートにおいて無限定適正監査報告書を発行することが出来ました。2013年度インテリムレポートおよび2013年度アニュアルレポートは、いずれも無限定適正監査報告書が添付され、上記の表に記載された通り各々、2014年2月25日、および2014年4月25日に公表されました。

## （2）調査の条件

2013年7月4日付 SinoCom のお知らせで開示しました通り、SinoCom はクロール社と、関連取引に関する調査の業務委託を締結しました。クロール社から受領した報告書（以下、「クロール報告書」という。）は、2013年7月2日に出され、その要約は、当該お知らせに記載されました。

クロール報告書に沿って、関連取引に関する更なる事実確認を行うため、関連取引の発覚後、独立非執行董事として新任された徐文龍氏、および呉宏氏から構成された調査委員会が2013年12月4日に設立されました。調査委員会は、事実確認業務を完遂し、2014年2月20日に事実確認書を発行しました。その要約は、2014年2月21日付のSinoComのお知らせに記載されております。

調査委員会は、クロール報告書で取り上げられた問題点に対し次のように回答しております。

### （a）当該貸付は取引の実体を有していたか否か

調査委員会は、SDI 貸付は、それが承諾された時点では取引の実体は有していたが、その後の状況の変化により SDI 貸付は取引の実体を有していたことを証明する明確な証拠を見出すことはできなかったとの見解を持ちました。SDI 貸付の当初の目的は、SDI がコーディネーター兼アドバイザーを担っていたメガソーラー発電所プロジェクトへの投資でした。その取扱いは、社内処理を容易にするために投資の為の貸付として処理されました。しかしながら、その後、サイノコム・ジャパンは、メガソーラー発電所プロジェクトを止める判断をしました。”投資のつもり”が、結果としてSDIへ貸付となってしまいました。SDI 貸付から生み出された年率2%の利息(後になって年利5%に変更)の他には、調査委員会は SDI 貸付が取引の実体を有していた明確な証拠を見出すことはできませんでした。

調査委員会は、キングテック貸付から生み出された年率2%の利息(後になって年利5%に変更)以外は、調査委員会はキングテック貸付が取引の実体を有した具体的証拠を見出すことはできなかったとの見解を持ちました。キングテック貸付の目的は、キングテックの不明な”大取引”への融資であり、その取引の証拠は調査委員会によって見出すこと

はできませんでした。

調査委員会は、ファルコン貸付の大部分は、それが承諾された時点では取引の実体を持ってはいませんでしたが、貸付の残りの部分は年利 2%の利息(後になって年利 5%に変更)を稼ぐ取引の実体を有しているとの見解を持ちました。李 堅氏は、ファルコン貸付のほとんどが SJI への融資になったことを認めました。ファルコン貸付の残りの部分は、ファルコン事業、或いはいくつかの不明な事業計画に回されましたが、調査委員会は具体的証拠を見出すことはできませんでした。

(b) 当該貸付は一度限りの取引であったか否か

調査委員会は、当該貸付は一度限りの出来事であったとの所感を持っています。事実確認を行う中で、当該貸付以外で、調査委員会は上場規則に違反した SinoCom 企業グループのメンバーにより施行された取引については承知しておりませんでした。更に、SinoCom の独立監査人である RSM は、2012 年 12 月 31 日を終わりとする年度に対する SinoCom および子会社の財務諸表の監査に対し無限定監査報告書を提出しました。2012 年度アニュアルレポートには、SinoCom 企業グループによる上場規則に違反したその他の過去の関連取引についての開示はありませんでした。

(c) 経営の健全性問題点があったか否か

様々な調査結果を考慮すると、調査委員会は当該貸付に関する限り経営の健全性に関わる問題点は無かったと確信しています。当該貸付は、一度限りの出来事であり、故意によると言うよりも主に李 堅氏の不注意による上場規則違反でした。日本の法律と香港の法律の違いおよび(上場規則を含む)規程の違いにより、李 堅氏は、当該貸付が関連取引となるであろう、あるいは上場規則に関係したことになるであろうとは全く気が付きませんでした。当該貸付が董事会で発覚後、未完済の当該貸付は、速やかに返済されました。

(d) 当該貸付提供に対する主原因

調査委員会は、SinoCom の内部統制手続きにおいて関連取引に関して規定している上場規則第 14A 条の非法令順守に係る確かな欠陥と脆弱性があるとの所感を持ちました。かような欠陥と脆弱性は、RSM ネルソン・ウィーラー・コンサルティング株式会社(以下、「RSM コンサルティング」という。)によって実施された内部統制レビューで報告されています。その要約は、次の節の通りです。

(3) 内部統制の条件

(a) Baker Tilly (以下、「ベイカー・ティリー」という。) から受領した報告書 (以下、「ベイカー・ティリー報告書」という。)

当該貸付の発見に際し、SinoCom は、ベイカー・ティリーに SinoCom グループの内部統制および企業統治の手続きに関し、更なる改善をするため、勧告や徹底的なレビューに関する業務委託を行いました。

ベイカー・ティリー報告書は、2013 年 6 月 13 日に出され、内部統制の改善すべき箇所を SinoCom グループに勧告しました。

(b) 国際的な監査法人報告書

2014 年 1 月 27 日付お知らせで開示しました通り、ベイカー・ティリー報告書は、状況の変化によりもはや利用できないものとなり、SinoCom の最新の内部統制状況を反映で

きないものとなりました。董事会は、別途、国際的な監査法人に SinoCom の財務諸表処理の内、選択された幾つかの分野において SinoCom の内部監査に関するレビューを実施させる業務委託を行いました。選択された分野は、SinoCom、SinoCom Computer System (Beijing)Co.,Ltd (以下、「SinoCom Beijing」という。)、サイノコム・ジャパン株式会社 (以下、「サイノコム・ジャパン」という。)における関係団体への貸付取引、権限委譲、現金管理、および SinoCom における関係団体への貸付取引における董事会の関与を含んでいます。内部統制レビュー報告書 (以下、「IAF 報告書」という。)は、その国際的な監査法人により上記に記載の選択された分野に関係した報告内容で 2014 年 2 月 20 日に董事会へ出されました。IAF 報告書報告内容の要約は 2014 年 2 月 21 日付 SinoCom のお知らせで記載しています。

#### (c) RSM 報告書

SinoCom 企業グループの内部統制システムの適切性および有効性を示す為、COSO による” 内部統制の統合的枠組み” の下で SinoCom 企業グループにおける内部統制レビューを RSM コンサルティングに依頼しました。RSM コンサルティングの内部統制レビュー報告書(以下、「RSM 報告書」という。)は、7 月 18 日に出されました。RSM 報告書の要約は、以下に記した通りです。

#### 作業内容

内部統制レビューの内容は、2013 年 1 月 1 日から 2013 年 12 月 31 日までの期間における SinoCom グループの総括および SinoCom Beijing およびサイノコム・ジャパンの内部での主要な事業サイクルの詳細なレビューと評価、そして SinoCom Shensoft Computer Technology (Shanghai)Co.,Ltd (以下、「SinoCom Shanghai」という。)における分析レビューを含みました。2013 年 12 月期における SinoCom グループの全売上高の約 10%を貢献する SinoCom グループの残りの 4 社、すなわち、SinoCom Ideas Group (SinoCom Ideas Holding Limited、Dalian SinoCom Technology Software Co., Ltd.)、SinoCom-ArtM Technology Co., Ltd.、Wuxi SinoCom High Technology Software Co., Ltd. そして Jinlin SinoCom Innovative Technology Software Co., Ltd. (総称して「その他の子会社」という。)に対し、RSM コンサルティングは、また下記レビュー手順に記載の通り詳細なレビューを実施しました。

更に、RSM コンサルティングは、2014 年 7 月に初期レビューによって見つかった内部統制の課題点に対する是正施策が実施されたか否かを評価する事後点検レビューを実施しました。

内部統制レビュー範囲は、以下の通りです：

- (i) 財務報告書および開示
- (ii) 売上高
- (iii) 経費
- (iv) 固定資産
- (v) 人的資源と給与
- (vi) 全般的なコンピュータ統制

更に、RSM コンサルティングは、IAF 報告書において提起された内部統制課題に関し前述した国際的な監査法人により提案された内部統制の是正施策が実施されていることを

評価しました。またその是正施策が内部統制システムの強化に有効であること、将来の法令遵守違反を予防することに有効であることを評価する為にフォローアップレビューを実施しました。

### レビュー手順

RSM コンサルティングは、以下のレビュー手順を実施しました：

- (i) 初期の内部統制詳細レビューおよび評価 (SinoCom Beijing およびサイノコム・ジャパンに対して)
  - ・SinoCom グループにおける該当する経営者および社員とのインタビューの実施、および内部統制システムに関係した関連書類のレビュー
  - ・提案された内部統制システムの設計の有効性を証明するためのウォークスルー・テストの実施
  - ・提案された内部統制システムの運用の有効性を評価するためのサンプル・テストの実施
  - ・欠陥箇所の発見、および提案された内部統制システムの有効性を更に向上させる提案
  
- (ii) 分析的レビュー (SinoCom Shanghai に対して)
  - ・2013年の第4四半期の試算表、2013年第4四半期の3ヵ月間の支払賃金と経費明細の入手
  - ・2013年の第4四半期におけるSinoCom Beijing と比較する為、SinoCom Shanghai の流動比率、当座比率および売上総利益を含む主要業務評価指標
  - ・2013年の第4四半期の3ヵ月間の試算表における各経費項目の変動計算とその変動レビュー
  - ・2013年12月の総経費に対する各経費項目の割合計算、およびSinoCom Beijing との比較
  - ・2013年12月期における固定資産移動の入手、各固定資産費目毎の減価償却率の計算、および会計方針における減価償却率の比較
  - ・2013年10月、2013年11月、そして2013年12月における従業員の給与と従業員総数の入手、3ヵ月間の変動比較
  - ・2013年10月、2013年11月、そして2013年12月における平均給与の計算、およびSinoCom Beijing の平均給与との比較
  - ・分析的レビューの結果を基に、SinoCom Shanghai において重要な管理上の弱点が存在するか否かの確定
  
- (iii) レビューと評価 (その他の子会社に対して)
  - ・当該企業の事業の特徴や組織上の構成についてSinoComの経営者のディスカッション
  - ・2013年度第4四半期における試算表の入手、当該企業の流動比率の計算、そしてSinoCom Beijing とのこれら値の比較
  - ・2013年度第4四半期における試算表の入手、当該企業の粗利益の計算、そしてSinoCom Beijing とのこれら値の比較
  - ・その比較結果に基づき、当該企業の重要な統制弱点の兆候が有るか否かの判断
  - ・当該企業がSinoComと同じ内部統制手順に準拠していることでの当該企業の経営者への確認

初期内部監査レビューおよび評価において見つかった課題に関するフォローアップレビュー:

- ・ SinoCom グループの経営者による是正措置の実装状態レビュー
- ・ 是正後の内部統制システムに対するウォークスルー・テストの実施

IAF 報告書で見つかった課題に関するフォローアップレビュー

- ・ SinoCom グループの管理者による是正工程のレビュー
- ・ 是正後の内部統制システムに対するウォークスルー・テストの実施

上述の手順実施により、RSM コンサルティングは、RSM 報告の日付時点において、(1) 主要な業務運営リスクから SinoCom 企業グループの保護、(2) SinoCom 企業グループが従う上場規則、関連法令の遵守の観点において、内部統制が適切且つ有効であることを確認しました。

### 調査委員会の見解

クロール報告書の所見や更なる事実確認の結果の考慮の結果、調査委員会は、サイノコム・ジャパン、SinoCom Beijing および SinoCom における財務処理で欠陥やブレイクダウンが当該貸付に関し上場規則第 14A 条の下で法令遵守違反を引き起こしたとの見解を持ちました。それゆえ、調査委員会は、前にも述べた国際的会計監査法人や RSM コンサルティングに SinoCom グループに関する更なる内部統制レビューを実施させることにより、その欠陥やブレイクダウンを処理することとした。

更に、当該貸付の発覚および 2013 年 1 月からの各調査の結果を考慮して以下の是正施策が SinoCom によってなされました:

- (a) 書面により方針を記した現金管理要綱が 2014 年 1 月 24 日に SinoCom グループにより採用されて施行されました。その概要は、以下の通りです:
  - (1) 全ての取引は、上場規則の下で届け出義務のある取引に対してその要綱に従わなくてはならない。
  - (2) (a) 事実上、非運転資金で各子会社の当該上限値(下記に記載)を超えた SinoCom グループ内の現金のあらゆる支払いあるいは移動、或いは(b) SinoCom グループ外の企業へ事実上、非運転資金である現金のあらゆる支払いあるいは移動に対し、董事会の承認が必要となります。
  - (3) 当該上限値を超えるあらゆる他の企業への保証は、董事会の承認を必要とします。
  - (4) 当該上限値を超える額でなされる如何なる投資は、董事会の承認を必要とします。
  - (5) 各子会社に対する現在の当該上限値は、以下の通りです:
    - (i) 日本に在籍する子会社 : 15,000,000 円、
    - (ii) 日本以外の他の国に在籍する子会社 : 1,000,000 人民元
- (b) 上場規則の下での董事の義務に関するトレーニングは、SinoCom グループの董事および上級管理職の全てに実施されました。トレーニングの内容は、中でも企業統治コードの下での SinoCom、その董事および上級管理職の義務、内部情報開示に対する法的義務、届出義務のある取引および関連取引に対する義務等であります。
- (c) 2014 年 2 月 11 日に牟 大農氏は SinoCom の内部統制の長(Chief Compliance officer

に任命されました。彼は、内部統制ポリシーの構築と実施に対し SinoCom の監査委員会に直接報告することになります。また、SinoCom の経営者は関連する法律および規制からの要請に準拠していることを保証するため定期社内内部統制監査を実施します。

(d) 開示が実用な関連取引に関するガイドラインが、SinoCom の各子会社において導入されました。

RSMコンサルティングによる確認書の提出および上記記載の是正施策の実施により、調査委員会は、SinoComの現在の内部統制システムが将来において、当該貸付と同様な事故を防ぐことが出来るとの見解を持ちました。

### 【董事の異動】

#### (a) 董事の辞任

董事会は7月31日を効力発生日として李 堅氏、山本 義昌氏各々が、SinoCom の非執行董事および独立非執行董事としての役割を辞任することをお知らせ致します。

李 堅氏は、SJI における彼の業務に専念するという理由から、非執行董事の辞任を申し出ました。山本 義昌氏は、彼の他の業務に専念するという理由により独立非執行董事の辞任を申し出ました。李 堅氏、山本 義昌氏ともに辞任後 SinoCom グループのいかなる役職にも就きません。

#### (b) 董事の指名

SinoComの董事会は、(i)佐々木 操氏が、7月31日を効力発生日とし、非執行董事として指名されること、および(ii)武井 暁郎氏が、独立非執行董事として指名されることをお知らせ致します。

### 【董事会の委員会のメンバー異動】

山本 義昌氏は、SinoCom の監査委員会、指名委員会および報酬委員会のメンバーからはずれます。また、武井 暁郎氏は、SinoCom の監査委員会、指名委員会および報酬委員会のメンバーに任命されます。

### 【董事の再任】

董事会は、2014年7月31日を効力発生日とし琴井 啓文氏が執行董事から非執行董事へ再任される事をお知らせ致します。

### 【2014年12月期中間決算】

SinoCom は、2014年12月期中間決算の連結財務諸表の準備に既に取り掛かりました。SinoCom はその2014年12月期中間決算のお知らせを8月20日までに公表します。

### 【取引再開】

董事会は、このお知らせの日付時点で香港証券先物条例(SFO)の Part XIVA の下で開示要求されるべきその他の内部情報を認識していないことを確認しています。香港証券取引所におけるSinoComの株式取引は、SinoComの要望により2013年4月2日午前9時に、停止しております。全ての取引再開条件が履行されましたので、香港証券取引所に8月4日午前9時にSinoCom株式の取引が再開されるように申請しました。

## 2. 当社に対する影響について

この度のSinoComの「全再開条件の履行、取引再開および董事の異動」の開示による当社連結決算への影響はございません。

株主の皆様には、SinoComの取引再開に関し長期にわたり大変なご心配をお掛け致しました。心よりお詫び申し上げます。

なお、当社はSinoComの取引が再開されるまでの間、その進捗状況をお示しするため、SinoComが公表した内容の要旨を適時開示事項ではないものも含め幅広く開示してまいりました。今後は開示すべき事実が決定・発生した場合において適時開示を行ってまいります。

注：上記「1. SinoComが公表した開示の要旨」は、英文と中国語文で公表されたSinoComの開示文書を日本語訳し、簡潔にまとめたものです。全文はSinoComが公表した開示文書をご参照下さい。

以上